羽曳野市留守家庭児童会利用に関する誓約書

次の事項を確認のうえ、□にチェックを入れてください。

1. 入会申請の内容は事実と相違ありません。申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届出します。

2. 入会決定等にかかる審査のため教育委員会（以下「委員会」という。）が関係機関（出身保育園・幼稚園、市役所住民税担当課等）に照会することについて異存ありません。

3. 児童が日々の生活を円滑に過ごすことができるよう、安全面も含めて、小学校園等と連携を図るため、申請内容（個人情報）等を情報共有することに異存ありません。

4. 児童の来所及び帰宅途中に起こった事故、トラブル等については、保護者の責任において対処します。

5. 児童がケガや体調不良等で医療機関への受診が必要になったときなどは、緊急の場合を除いて保護者またはそれに代わる者で対応します。また、お迎えの要請を受けたときには、速やかに迎えに行きます。

6. 延長及び土曜使用の利用にあたっては、利用条件を遵守します。

7. 次に掲げる事由により強制退会とされても異存ありません。
 （1）1ヶ月以上無断欠席が続いたとき
 （2）使用料を納付せず委員会が悪質であると判断したとき
 （3）その他児童会の管理運営に著しく支障が出ると委員会が判断したとき

上記7点の事項について　　□　誓約します

同 意 事 項

保護者会事業の人数把握やその他保護者会運営等のため、委員会が適正と判断した場合に限り、保護者会に学年・児童名の情報提供を行うことに同意いたします。
（※住所や電話番号などの情報提供は行いません。）

個人情報の提供について　□同意します

令和　　年　　月　　日

住所　羽曳野市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿